

外国仕向送金ご利用の お客さまへのお願い

各金融機関において、「マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金供与」の防止に向けた国際的な取組強化を踏まえて、お客さまとの外国仕向取引に際して、厳格な確認をする義務が課されています。

つきましては、外国仕向送金のお取扱いについて、送金の妥当性や理由等確認資料が必要となりましたので、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

◎送金内容が確認できる資料等をご提示ください。

【ご提示をお願いする資料の例】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 本人確認資料<ul style="list-style-type: none">・運転免許証 ・在留カード 等2. 送金の原資がわかる資料<ul style="list-style-type: none">・他金融機関通帳 ・収入の確認できる資料 等3. 送金目的のわかる資料<ul style="list-style-type: none">・輸入許可通知書 ・（公的機関の発行する）原産地証明書 ・インボイス・船荷証券 ・航空運送状 ・売買契約書 ・依頼人と受取人の関係がわかる資料等 <p>※「前払い取引」は、ご依頼時にインボイス、通関後にB/Lや輸入許可通知書等をご提示ください。</p> <p>※貿易外取引（生活費や学費）は、お取引内容に応じた資料をご提示ください。</p> |
|--|

◎ご提示いただいた資料を確認した結果、お取引をお断りさせていただく場合もございます。

また、確認に際しては、お時間をいただく場合があり、ご依頼日当日のご送金取引は取り扱えない場合もございます。ご送金日は、期日に余裕をもって、ご依頼頂くようお願い致します。

◎お客さまからご提示いただいた資料は当金庫にて厳正な管理を行います。



城北信用金庫